

別表 補助対象経費（第3条）

項目	内容
報償費	外部の者に審判員や指導員を依頼する際に、その労務の対価として支払う謝金。（スポーツ活動団体の構成員に対する謝金は除く。）入賞者賞品購入費・大会参加賞品購入費（ただし1点1万円を超える賞品は除く）
交通費	事業の実施に必要な交通費（公共交通機関を利用する旅費に限る。）
消耗品費	事業の実施に必要な競技用品、事務用品等
印刷製本費	ポスター、チラシ、パンフレット、プログラム、案内状、賞状等の作成費
通信運搬費	切手・はがき等郵便料金、配送・運送費（電話代、インターネット通信料は除く。）
保険料	傷害・賠償責任保険料、スポーツ指導者保険料等
委託費	会場設営等、スポーツ活動団体が自ら行うことが困難な業務に対する委託経費
使用料、賃借料	事業の実施に必要な会場、機材、付帯設備等の使用料（ただし、事務所等の維持管理費、インターネット接続に係るルーター等の賃借料は除く。）
その他	区長が必要と認める経費

（備考）

表に該当する経費であっても、一般的に見て豪華な物品等の購入費及び申請事業に直接関係しないと認められる経費は、補助対象外とする。

また、同一の使途への重複した補助金の使用はできないものとする。